

租税条約の規定による令和〇〇年度分個人市・府民税の免除に関する届出書

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第11条に基づき次のとおり届け出ます。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪市長 あて

市・府民税の 免除を受ける者	氏名	〇〇〇〇 〇〇〇		
	住所(居所)	大阪市北区中之島〇-〇-〇		
	生年月日	1985年4月1日	年齢	〇〇歳
	国籍	アメリカ合衆国	入国年月日	2019年4月1日
	在留資格	教授	納税地	大阪市北区
	在留期間	2019年4月1日~2022年3月31日		
	入国前の住所	〇〇〇州〇〇〇郡〇〇〇市〇〇〇		
租税条約の規定に基づく所得税の免除について	所得税については、日本国と <u>アメリカ合衆国</u> との間の租税条約第 <u>20</u> 条第 <u>1</u> 項により、租税条約に関する届出書を <u>令和 元</u> 年 <u>5</u> 月 <u>10</u> 日に税務署に提出して免除を受けています。			
免税となる所得	支払者名称	〇〇〇〇大学		
	支払者所在地	大阪市北区梅田〇-〇-〇		
	契約期間	2019年4月1日~2021年3月31日		
	所得の種類	報酬	支払金額	月額240,000円
	支払方法	現金	支払期日	毎月25日
	職務の内容	外国語指導助手	資格	
納税管理人 ※届出している場合	氏名			
	住所			
その他参考となるべき事項				

※添付書類

- ・本人確認書類(個人番号カードの表面、在留カード、パスポート、運転免許証のいずれか一つ)の写し
- ・税務署に提出された「租税条約に関する届出書」の写し(お持ちの場合のみ)

※注意事項

- ・提出期限(3月15日)までにご提出ください。(土曜日、日曜日、祝休日等閉庁日の場合は翌開庁日)
- ・届出書は毎年提出していただく必要があり、提出がない年は免除を受けられませんのでご注意ください。